

令和8年3月26日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

総務常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について3月3日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第4号議案：古賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

委員会冒頭、執行部から、本制度の周知に際しては「居住地の判断はあくまで任意であること」を明記し、不利益が生じないように丁寧な説明に努めるとの補足説明があった。

【審査内容】

審査において明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 委員から、市内居住率の評価と本制度による転居見込みについて質疑があり、執行部からは、減少傾向を課題と認識しており他自治体の例から2年間で10%程度の効果を期待しているとの答弁があった。
2. 委員から、市外居住職員との公平性および市民への説明責任について質疑があり、執行部からは、地域理解の深化が政策立案能力の向上に繋がることや住民税増収の効果も考慮し、期間を限定したインセンティブとして理解を求めていくとの答弁があった。
3. 委員から、採用面接時における「居住移転の自由」への配慮と説明記録の保存について質疑があり、執行部からは、募集要項での周知を基本としつつ、合格後の説明においては丁寧に対応するとの答弁があった。

なお、本案の審査に際し、秋吉委員から、既存の市内居住者等との不平等感を解消するとともに組織のモチベーション低下を防ぐため、加算条項を削除する内容の修正案が提出された。この修正案に対し、委員から、予算を伴う修正でありながら歳入歳出への具体的な影響を示す資料が不十分ではないかとの質疑に対し、多岐にわたる各課の人件費の減額が必要になるとの答弁があった。

【討論】

質疑終了後の討論において、原案に関し、本条例は「選ばれる公務職場」の実現に向けた人材確保と生活基盤の安定に資するものであり、働きやすい職場づくりに繋がるため賛成との発言があった。

【審査結果】

委員会は、採決の結果、修正案は賛成少数で否決。原案については、賛成多数で可決すべきものと決定した。

第 5 号議案：古賀市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

【審査内容】

審査において明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 委員からの、現在の入居率と空室の推移に関する質疑に対し、執行部からは、現在の入居率は約 80%程度で、平成 25 年時点の空室 8 件から、現在は 48 件まで増加しているとの答弁があった。

【討論】

質疑後の討論はなかった。

【審査結果】

本委員会は、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 6 号議案：古賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【審査内容】

審査において明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 委員からの、改正案をこのタイミングで上程した理由に関する質疑に対し、執行部からは、11 月の市長選挙において必要な予算措置を講じる必要があることから、地方自治法第 222 条に基づきこの時期の提案となったとの答弁があった。

【討論】

質疑後の討論はなかった。

【審査結果】

本委員会は、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 8 号議案：古賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

【審査内容】

委員会において、質疑はなかった。

【討論】

委員会において、討論はなかった。

【審査結果】

本委員会は、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。